平成２５年（フ）第１８２号
大阪府岸和田市藤井町１丁目15番５―202号
債務者　赤田　昌巳
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
大阪府岸和田市藤井町１丁目15番５―202号
債務者　赤田　悦子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１９０号
大阪府和泉市国分町246番地
債務者　阪本まゆみ
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１９１号
大阪府岸和田市上町５番24号
債務者　竹原　説子（旧姓板倉）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
大阪府岸和田市春木北浜町13番11号
債務者　赤井香奈子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
大阪府和泉市光明台３丁目７番22―103号
債務者　梶谷信太郎
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
大阪府岸和田市田治米町250番地　府営住宅８棟205号
債務者　杉森　孝信
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２３０号
大阪府阪南市箱作1569番地の47
債務者　奥野　千佳
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２１２号
熊本県合志市栄63番地２
債務者　石松　真理
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５号
鹿児島県指宿市湯の浜２丁目８番17号
債務者　益田久美子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第８５号
群馬県高崎市新町1192番地５　市住63号
債務者　小林　康郎
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第８６号
群馬県高崎市新町1192番地５　市住63号
債務者　小林　文江
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第８９号
群馬県高崎市城山町１丁目３番地１　県住Ａ棟1704号
債務者　野中　良夫
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２６号
新潟県燕市秋葉町４丁目11番66号
債務者　大澤　一城
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１７４号
静岡県伊東市宇佐美1979番地の８　忠三丸荘201号
債務者　栗野いづみ
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１７号
京都府舞鶴市字浜1007番地
債務者　丹波　哲郎
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第３４５号
大阪府羽曳野市軽里３丁目２番２号
債務者　峰　　清恵（旧姓鍛治）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３４８号
堺市西区山田４丁1385番地15、住民票上の住所大阪府和泉市上代町617番地の７
債務者　井上　次郎
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係